

奈井江町感染拡大防止措置実施事業（2次）実施要領

1. 事業の内容

事業を継続する上で必要な感染拡大防止のために行う感染防止対策の取り組みに要する費用の一部を助成する。

2. 助成対象者

本事業の助成対象者は、町内に事業所を持つ法人または個人事業主であり、6カ月以上継続して町内で事業を行っている者であること。

奈井江町感染拡大防止措置実施事業（1次）の申請を行い、事業を実施している者は対象外となります。

3. 助成対象事業

助成対象となる事業は、次の（1）に掲げる要件を満たす事業であることとします。

（1）感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組であること。

<対象内容>

- ・感染拡大防止のためのマスクの購入
- ・感染拡大防止のための消毒液の購入

4. 助成対象経費

（1）助成対象となる経費は、次の①～②の条件をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 2020年9月1日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費

（2）助成対象となる経費について

助成対象となる経費は、助成事業期間中に発生する、感染防止対策の取組に要する費用の支出に限られます。

（3）感染防止対策の取組において、助成対象となる経費は次に掲げる経費であり、これ以外の経費は本事業の助成対象外となります。

経費内容
①消毒液購入費用、②マスク購入費用

5. 助成率等

(1) 奈井江町感染拡大防止措置実施事業に係る助成率等は以下のとおりです。

助成率	助成対象経費の10分の9以内
助成上限額	9,000円

※ 商品引き換え時に購入代金をお支払い下さい。後日、助成金額を指定の金融機関口座に振込を致します。

6. 申込手続

(1) 受付締切と手続きの流れ

募集開始 : 2020年 9月 1日 (火) <実施要領公表>
申込受付開始 : 2020年 9月 1日 (火)
申込受付締切 : 2020年10月16日 (金)

【1. 助成金申込の基本的な手続きの流れ】

- ① 「事業申込書」(様式1)を作成して下さい。
- ② 「事業申込書」(様式1)を奈井江町商工会窓口(通常業務時間内)に提出下さい。
- ③ 商品引き換え時に購入代金をお支払い下さい。
(在庫がない商品については後日、お渡し致します。)
- ④ 指定した金融機関口座に助成金額を振込致します。

(2) 申込書の提出先・問い合わせ先

奈井江町商工会
〒079-0313 奈井江町本町2区
電話番号 0125-65-2151

- ◇ 申込書類等は、直接持参によりご提出ください
- ◇ 問い合わせ等は、奈井江町商工会事務局にて受け付けます。
- ◇ 受付時間は、8:30~12:00、13:00~17:00(原則、土日祝日・年末年始除く)です。